［二～四　略］	［二～四　同上］
［２～４　略］	［２～４　同上］
（福祉事業の申請等）	（福祉事業の申請等）
第四十条　第三十八条第一項に規定する事業を受けようとする者は、基金の定めるところにより、氏名、個人番号その他の事項を記載した申請書を基金に提出しなければならない。ただし、当該者は、公金受取口座への払込みを希望しない場合には、個人番号の記載を要しないものとする。	**第四十条**　第三十八条第一項に規定する事業を受けようとする者は、基金の定めるところにより、申請書を基金に提出しなければならない。
［２　略］	［２　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第七十四号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

総務大臣　鈴木　淳司

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十二条の九　施行規程第九十条から第九十二条まで及び第九十三条第一項の規定は、団体組合員について準用する。この場合において、施行規程第九十条第一項中「住所、被扶養者に関する事項」とあるのは「住所」と、施行規程第九十二条第一項及び第九十三条第一項中「所属機関」とあるのは「団体」と読み替えるものとする。	**第十二条の九**　施行規程第九十条から第九十二条まで及び第九十三条第一項の規定は、団体組合員について準用する。この場合において、施行規程第九十条第一項中「住所、被扶養者に関する事項」とあるのは「住所」と、施行規程第九十二条第一項及び第九十三条第一項中「所属機関」とあるのは「団体」と、施行規程第九十三条第一項第一号中「、個人番号及び基礎年金番号」とあるのは「及び基礎年金番号」と読み替えるものとする。
［２　略］	［２　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十七号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の一部の施行に伴い、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の規定に基づき、並びに同法及び売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）を実施するため、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　［略］	第二章　［同上］
第一節　［略］	第一節　［同上］
［第一款～第三款　略］	［第一款～第三款　同上］
第四款　被害者等の意見等の聴取（第二十四条―第二十七条の二）	第四款　被害者等の意見等の聴取（第二十四条―第二十七条）
［第五款～第七款　略］	［第五款～第七款　同上］
［第二節・第三節　略］	［第二節・第三節　同上］
第三章　［略］	第三章　［同上］
第一節　［略］	第一節　［同上］
［第一款～第四款　略］	［第一款～第四款　同上］
第五款　指導監督（第五十五条の二―第五十五条の四）	［款を加える。］
第六款～第九款　［略］	第五款～第八款　［同上］
第十款　被害者等の心情等の聴取及び伝達（第七十一条―第七十六条）	第九款　被害者等の心情等の伝達（第七十一条―第七十六条）
第十一款　［略］	第十款　［同上］
［第二節～第七節　略］	［第二節～第七節　同上］